

藝林史評 ⑧

「父母に孝」から出直す^{とき}秋

今年の夏は、異常な猛暑であったが、それ以上に非情な社会の実態も曝け出された。では、何故こんな社会になってしまったのか。原因はいろいろ考えられるが、大きな要因は戦後の憲法で何より「個人の尊重」を強調し、我侷な自由と権利の濫用を放任してきたからではないか。

念のため、新憲法下で改正された民法すら、七三〇条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」、また八七七条に「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」と定めている。つまり、戦前の家長制度は消滅したが、家族・親族の相互扶助は義務づけられているのである。

しかし、それを実行する倫理的道德観が乏しい。敗戦直後、GHQが従来の「修身」を停止し、昭和二十三年に「教育勅語」の失効・排除を国会で決議してしまった。講和独立後の同三十三年、何とか小中学校に「道德」は設置されたが、今なお教科ではないから検定教科書もない。

その中味は、学習指導要領をみると、数十項目の一つとして「父母・祖父母に敬愛の念を深め……充実した家庭生活を築く」というのも入っている。しかしながら、ほとんどの学校で、人命や人権の尊重などには力を入れるが、この項目を重点的にとりあげている所は極めて少ないという（文部科学省『道德教育推進状況調査』参照）。

ところで、八月下旬、勤務先の京都産業大学において「国際二宮尊徳思想学会」第五回学術大会が開かれ、中国・韓国などから来られた研究

者たちと議論を交わした。私は門外漢ながら、招待されて講評を求められたので、あらかじめ尊徳の資料を読み返した。そして再認識したのは、報徳思想の根本も「孝」にあるということにはかならない。

尊徳は文化八年（一八一・25歳）ようやく『孝経』を買い求め、初めての仕法書（復興対策の書付）の冒頭に『孝経』の一節「天の時に因り、地の利に就き、身を慎みて節用し、以って父母を養ふ。これ庶人の孝なり」を掲げ、また五年後の仕法書にも「父母の恩沢に報ゆるを孝といひ、君公の恩沢に報ゆるを忠といふ」（要約）と記している。

このような儒教的忠孝観は、幕末維新期の急激な近代化⇨西洋化の荒波に呑み込まれた。しかし、それらによって生じた道義の頹廃と社会の混乱を憂慮された明治天皇の聖諭に基づき、明治二十三年（一八九〇）十月三十日「教育勅語」が渙発された。これは立憲君主が一般社会に示された御意見（「朕惟ふに……」）であり御希望（「……庶幾ふ」）であって、勅令のような政治的命令文ではない。

その中味は「父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し（儒教の「夫婦別有り」とは異なる）、朋友相信し、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし……常に国憲を重んじ国法に遵ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉じ……と、まさしく古今東西に通ずる道德の要目が簡潔に示されている。しかも、これを天皇ご自身が「爾臣民と俱に……拳々服膺して、成その徳を」にせん」とを宣言し、生涯実践に努められたのである。

この「教育勅語」を公教育の場で本格的に取りあげるのは難しい。しかしながら、少くとも各家庭で親自身が「父母に孝」の実行に努め、子供に範を示すことは誰にもできよう。古来「孝は百行の本」という。

〔所 功〕